一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和９年　１月　１日～　令和 14 年 12 月 31 日までの５年間

２．内容

目標１：　計画期間内に、育児休業の取得率を 100%とする。
男性社員・・・取得率 100%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 100%以上

＜対策＞

- 令和９年１月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和９年１月～　育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、管理職・男子社員へ周知する

目標２：　11 年４月までに、有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間 10 日以上とする。

＜対策＞

- 令和 10 年４月～　有給休暇取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 令和 10 年４月～　勤怠管理システムを導入し、有給休暇の申請を自動化する。また取得・残日数の状況をオープンにする